

仙台市自転車の安全利用に関する条例

◆◆条例のポイント◆◆

自転車を利用する方は次の項目を守りましょう

法令の遵守など

- 道路交通法等その他の関係法令を遵守しなければなりません。
- 自転車の安全利用に必要な知識の習得に努めましょう。

ヘルメットの着用

事故による深刻な被害を防ぐため、ヘルメットの着用に努めましょう。

歩行者への配慮

- 歩行者及び他の自転車の通行に配慮するよう努めましょう。
- 歩道を自転車で通行する場合、歩行者の通行を妨げるおそれがあるときは押して歩くなど歩行者の安全確保に努めましょう。
- 自転車横断帯のない横断歩道を歩行者用信号機に従って通行する場合、歩行者がいるときは押して歩くなど歩行者の安全確保に努めましょう。



自転車の点検・整備

整備不良や故障した自転車による事故を防ぐため、定期的な点検・整備に努めましょう。



自転車損害賠償保険等の加入義務

自転車事故で相手方を死傷させた場合に、高額な賠償を命じられる事例が発生しています。そうした事故に備えていただくため、自転車保険等への加入が義務となっています。

(裏面のチェックシートにより加入状況をご確認ください。)

～高額賠償事例～

判決認容額(※) 9,521万円

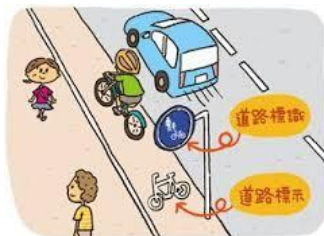
男子小学生が自転車で歩行中の女性と衝突、女性は意識不明となった。

(神戸地方裁判所、平成25年7月4日判決)

※判決認容額：判決文で加害者が支払いを命じられた金額

自転車安全利用五則 ～もう一度ルールを確認しましょう!～

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は**左側**を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを**徐行**
- 4 安全ルールを守る
 - 飲酒運転、二人乗り、並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止、安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用
※大人も安全のためヘルメットを着用しましょう



自転車損害賠償保険の加入状況をチェックしてみましょう！

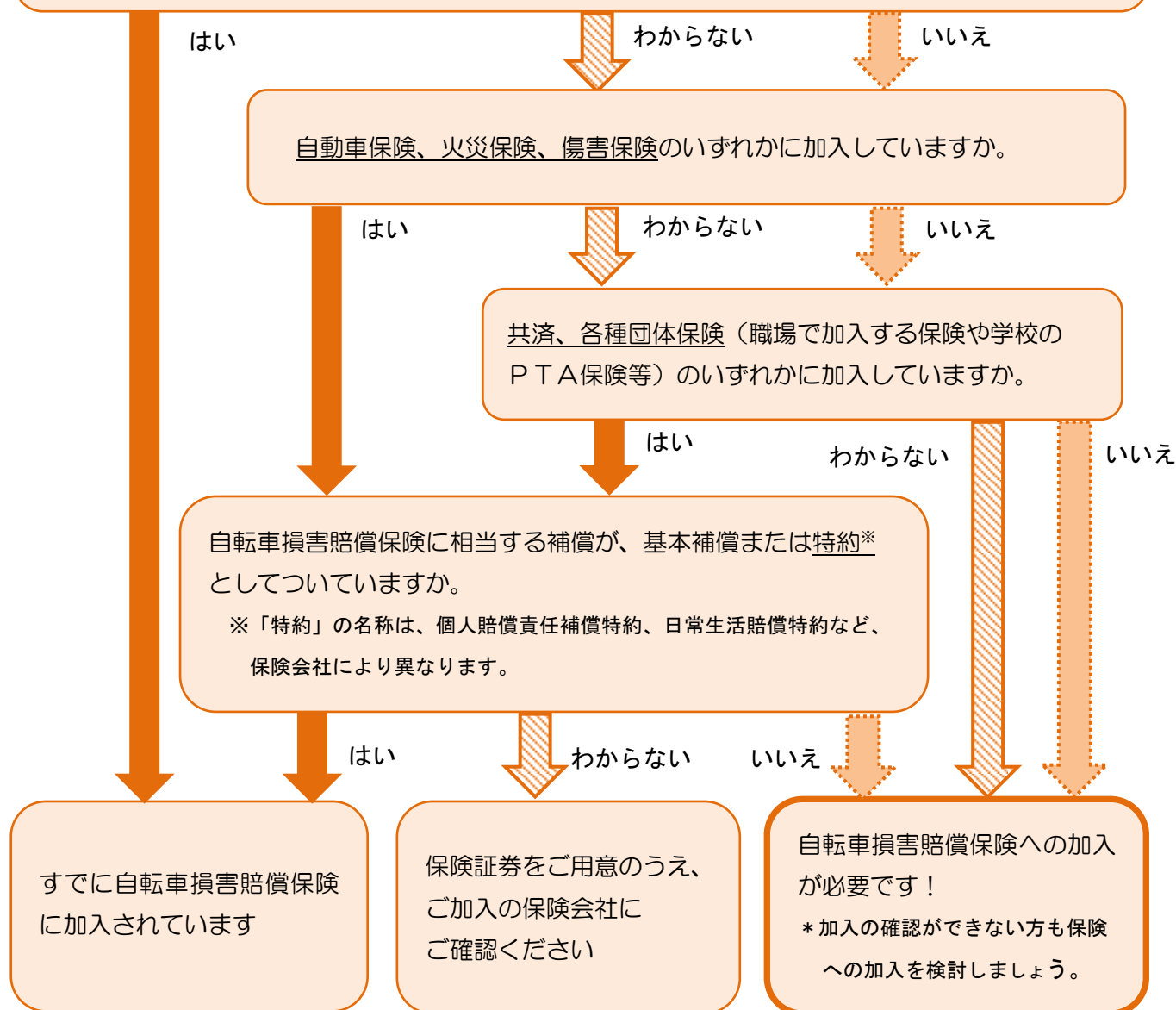
家族のうち1人が加入していれば同居の家族（別居の未婚の子も含む）も補償の対象となる場合などもありますので、家族でご確認ください。

【自転車損害賠償保険等の一例】

- ◆個人賠償責任特約：自動車保険や火災保険、傷害保険などに「特約」として付帯するもの
- ◆TSマーク付帯保険：自転車安全整備店で点検・整備（有料）を受けた自転車に付帯する保険
- ◆自転車向け保険：コンビニエンスストアやインターネットなどを窓口にして加入できる主に自転車利用に向けた保険

自転車を利用中の事故により、他人にケガをさせてしまった場合など、相手の生命または身体の損害を補償できる保険（自転車損害賠償保険）※に加入していますか。

※点検整備した自転車に貼られる「TSマーク」も該当します。



・クレジットカードにも、自転車損害賠償保険に相当する補償が付いている場合がありますので、カード会社にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 仙台市市民局自転車交通安全課 TEL. 022-214-1075

詳しくは、本市ホームページをご覧ください。

仙台市 自転車条例

検索